

市原市立中央図書館寄贈・寄託資料の取り扱い

1 目的

この規定は、図書館資料（以下「資料」という。）の寄贈及び寄託申込みに対する承認基準と取り扱いを明確にするために定める。

2 対象資料

(1) 市原市立中央図書館資料収集方針及び市原市立中央図書館資料選定基準に合致するもので、承認する資料の種類は図書、逐次刊行物、視聴覚資料などの資料として既に所蔵している形態のものとする。

ア 初版の出版又は最終刷年から5年以内の図書

イ 1冊又は少数で内容が完結する逐次刊行物

ウ 発行から2週間以内の新聞で1年以上継続的に寄贈できるもの。

エ 発行から1ヶ月以内の雑誌で1年以上継続的に寄贈できるもの。

オ 図書館での活用に係る著作権の権利処理が不要なもの。

(2) 対象資料であっても承認しないもの

破損、汚損のあるもの。

(3) 例外として承認するもの

ア 所蔵資料の欠本・欠号の補充の場合

イ 同資料が汚損・破損・経年劣化している場合

ウ 外国語資料、郷土行政資料、官公庁発行資料、障がい者用資料

3 資料受領後の取り扱い

(1) 受領後の取り扱いについては市に一任するものとする。

(2) 受領した寄贈資料は返却しない。

(3) 受領した寄贈資料は購入した資料と同様に取り扱うこととし、市原市立中央図書館資料廃棄基準により廃棄することができる。

4 寄託

寄託に関する取扱いは寄贈に準じることとするが、申込者と協議して決定する。

5 その他

この基準に該当しない寄贈の申し入れがあった場合には、資料選定会議において、資料としての継続的な利用可能性及び必要性を勘案し選定し、中央図書館長決裁により決定する。

付則

この基準は平成6年10月15日から施行する。

平成29年4月1日改正